

第3章 法経学部



写真 2 3 1

第1節 はじめに

1981年4月、本学において社会科学系の教育研究を担当する唯一の専門学部として法経学部が誕生した。人文学部が文学部と法経学部に分離・改組された結果であった。その後、1985年4月には大学院社会科学研究科修士課程が設置された。1986年以降は、第2次ベビーブームによる18歳以上人口増加に対処するため、学部の学生定員を臨時に増加している。1992年4月および1994年4月には講座が増設された。また1994年には、教養部が廃止されたのにもない、4年制一貫の教育課程に移行し、法

第2節 法経学部の前史：千葉大学における社会科学系教育研究組織の沿革

経学部に関連する専門の教員と語学系の教員を相当数受け入れた。この間、法経学部は文学部とともに、大学院社会文化科学研究科（博士課程）新設（1995年4月）の母体となるなどして、今日にいたっている。

第2節 法経学部の前史：千葉大学における社会科学系教育研究組織の沿革

表2 3 1 学芸学部・文理学部・人文学部における学科目数の変遷

		1949	1950	1964	1968	1971	1980
学芸部	人文	5	13	13	13	14	17
	社会	2	4	5	5	9	18
	自然	5	14	16	16 *2		
	体育		1				
教育部		11	20 *1				
一般教育	人文	6	2 *1	6	6 *3		
	社会	3	1 *1	4	4 *3		
	自然	5	2 *1	7	7 *3		
	外国語	1	1 *1	3	3 *3		
	体育	1		1	1 *3		

*1 教育学部へ *2 理学部へ *3 教養部へ

本学における社会科学系分野の歴史は、千葉大学が1949年に発足したときの学芸学部学芸部に遡ることができる。学芸学部設置から現在の法経学部にいる変遷の歴史は、わが国が高度経済成長を経て高齢社会に向かう社会変化を背景として、学部教育に果たす一般教育と専門教育との関連、総合化と専門化との関係を繰り返して問う歴史であった（学芸学部から人文学部までの学科目数の変遷は表2 3 1参照）。

第1項 新制大学と一般教育

新制大学の発足に際して、旧制高校が存在したところでは旧制高校は新制大学の文理学部に、そして師範学校は教育学部に組み換えられた。これに対して、旧制高校が

なかったところでは、師範学校を母体として学芸学部が設置され、全学の教養課程と、人文科学・自然科学にわたって広範囲の専門教育を担当することとされた。千葉大学には、この後者の一例として、1949年に学芸学部が設置された（『千葉大学三十年史』379～380ページ）。

千葉大学第1回入学式告辞のなかで、初代学長小池敬事は新制大学の使命を教養課程に結びつけて、次のように述べている。新制大学の使命は、「教養の豊かな、視野の広い知性を備えた人物、真に自由にして自主的な人物」を養成し、「そうした人間育成の基盤の上に専門教育と職業教育とを実施」することにある。「一般教養」は「人間育成を目的とする」ための課程であり、新制大学の根幹に位置するのである。「一般教養」の目的は、教養ゆたかな社会人、良識ある市民の育成であり、専門知識のための予備知識の提供ではない。高い学問水準に支えられた専門教育は、「一般教養」の広大な基盤の上に築かれなければならない（『千葉大学三十年史』34～35、379～380ページ）。

第2項 学芸学部

学芸学部は、新制千葉大学における「一般教養」の中心的担い手としての役割を期待されて設置された。それは、一方で薬学部、工学学部、園芸学部に統合された前身校における人文、社会、自然各系列の担当教員を受け入れるとともに、他方で千葉師範学校と千葉青年師範学校を統合して、一般教養、学芸部および教育部が配置された。

一般教養は、16学科目（人文科学系6学科目、社会科学系3学科目、自然科学系5学科目、外国語系1学科目、体育1学科目）で構成された。学芸部は、人文科学系5学科目（哲学、国語国文学、史学、人文地理学、英語英文学）、社会科学系2学科目（法律学・政治学、社会学・経済学）、自然科学系5学科目（数学、物理学、化学、地学、生物学）で構成され、学問の基礎研究部門として位置づけられた。学芸部はさらに、医学部受験を目的とする学生の教育を担当した。これに対して教育部は11学科目で構成され、専門教育として教員養成の使命をおびた（『千葉大学三十年史』36～37、1285ページ）。

第3項 文理学部

学芸学部は卒業生を送り出す間もなしに、翌1950年には、東京医科歯科大学予科と合体して、文理学部と教育学部に分離・改組された。文理学部は、全学の「一般教養」を担当するとともに、学問の基礎研究部門としての学芸部の機能、および医学部・歯学部受験を目的とする学生の教育機能を継承した（なお、1955年には、医学部に医学・歯学進学課程が設置されたが、文理学部は、1957年まで医学・歯学進学課程の教育を担当した）。他方、教育学部は、学芸学部教育部の教員養成機能を引き継いだ。ただし、教育学部学生の履修すべき教科専門科目の教育任務が文理学部に科せられた。

発足当初における文理学部の学科目は、人文科学系13学科目（哲学第1、哲学第2、心理学、史学第1、史学第2、国文学第1、国文学第2、中国文学、英文学第1、英文学第2、独文学第1、独文学第2、仏文学）社会科学系4学科目（法学、政治学、経済学、社会学）自然科学系14学科目（数学第1、数学第2、統計学、物理学第1、物理学第2、物理学第3、化学第1、化学第2、化学第3、生物学第1、生物学第2、生物学第3、地学第1、地学第2）体育1科目の合計32学科目で構成された。

他方、教育学部は、専門科目20学科目と、一般教養6学科目（人文系2学科目、社会系1学科目、自然系2学科目、体育系1学科目）で構成された（『千葉大学三十年史』1285～6ページ）。

全国的にみると、千葉大学以外の他の13文理学部は旧制高等学校からの移行によって成立しており、旧制高等学校の伝統として、「大学教育の基礎としての一般教養」を継承した。これに対して、国の高等教育政策では、文理学部の目的を、広い基盤に立つ専門教育に定め、人文、社会、自然各分野にわたる総合的な教育研究を重視した（『文理学部運営要綱』1951年5月26日）。この点では、「一般教養」を重視する千葉大学の理念は国の文教政策に先行するものであった。

1950年代のはじめから、文理学部内部でその将来構想が議論されはじめた。しかし、「総合性」を具体化する方策を打ち出せないままに、千葉大学文理学部も1950年代後半には、細分化・専門化指向を強めていった。そのなかで、1964年には、文理学部の拡充がなされた。専門課程としての社会科学系に1学科目、自然科学系に2学科目が増設され、人文科学系は13学科目、社会科学系は5学科目に、自然科学系は16学

科目になった。また、「一般教育等」として、既存の体育に加えて、20学科目（人文科学系6、社会科学系4、自然科学系7、外国語系3）が設置された（『千葉大学三十年史』145～147ページ）。

第4項 人文学部の設置

1960年代になると、国の文教政策の一環として、文理学部を教養部と専門学部に変更する案が検討されはじめた。それには2つの要因があった。第1に、国立学校設置法が改正（1963年3月31日）され、「文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に共通する一般教養に関する教育を一括して行なうための組織として教養部を置く」ことが法制化された。第2は、ベビー・ブームによる学生急増である。その結果、文理学部の改組が1965年にはじまった（『千葉大学三十年史』147～149ページ）。

千葉大学文理学部は1968年に改組され、教養部、理学部、人文学部が設置された。教養部は、文理学部の一般教育等21学科目を引き継ぎ、全学の一般教養課程を担当した。理学部は文理学部の自然科学課程16学科目を継承した。人文学部は、人文学科と法経学科からなり、人文学科は文理学部の人文科学課程13学科目を、法経学科は文理学部の社会科学課程5学科目を引き継いだ。その際、社会科学系の5学科目は名称を変更し、憲法・行政法、民法、政治学原論・政治史、経済学原論・経済史、社会学原論・社会調査として改組された。なお、人文学科の教員定員は教授12名、助教授11名、助手1名であるのに対し、法経学科の教員定員は教授3名、助教授3名であった（『千葉大学三十年史』1285～87、1289ページ）。

さらに、改組完成時の人文学部人文学科は、14学科目（哲学、倫理学、中国哲学、実験心理学、社会心理学、日本史学、西洋史学・東洋史学、国語学、国文学、英語学、英米文学、独語学、独文学、仏語・仏文学）で構成され、教員定員は教授14名、助教授12名、1年次学生入学定員は60名であった。これに対して法経学科は、9学科目（憲法・行政法、民法、商法・民事訴訟法、労働法・経営管理、政治学原論・政治史、経済学原論・経済史、経済政策・財政学、経営学総論・会計学、社会学原論・社会調査）で構成され、教員定員は教授9名、助教授9名、助手3名、1年次学生入学定員は100名であった。

文理学部の改組として、千葉大学は最終組に属した。千葉大学文理学部の改組が他大学よりも遅くなった理由の1つは、専門志向が強まる一方で、他方には教養学部案を支持して、独自の学士号を授与できない教養部案に反対する教員が多かったことで

第2節 法経学部の前史：千葉大学における社会科学系教育研究組織の沿革

ある。その背景には千葉大学創設時の理念、つまり、新制大学の使命を「教養の豊かな、視野の広い知性を備えた人物、真に自由にして自主的な人物の養成」と規定し、「一般教育」はその使命を果たすための課程であり、専門知識のための予備知識を提供することではないとした考え方の影響を読み取ることができる（『千葉大学三十年史』149～150ページ）。

第5項 人文学部法経学科の拡充

人文学部の組織構成は、人文科学系と比較すると社会科学系のほうが貧弱であった（改組完成時の人文学科は14学科目、教員定員26名、1年次学生定員60名であったのに対して、法経学科は9学科目、教員定員21名、1年次学生定員100名であった）。このために、人文学部の将来の方針として、法経学科の拡充を決定した。

同時に、1970年代にはいると、国の文教政策として、18歳人口の増加と大学進学率上昇に対応するために、地方国立大学の人文学部拡充整備策が打ち出された（『千葉大学三十年史』250～251ページ）。

こうして千葉大学人文学部法経学科は、法学と経済学への学科分離は実現されなかったものの、法経学科として順次その規模を拡大した。1980年度（人文学部改組の前年度）には、18学科目（憲法・行政法、民法、民法、商法、民事訴訟法・国際法、刑事法、行政学、労働法・基礎法学、政治学原論・政治史、理論経済学、経済史、経済政策、財政学、金融論、統計学・計量経済学、経営学、経営管理、社会学・社会調査）で構成され、その教員定員は教授18名、助教授18名、助手8名、1年次学生入学定員は240名に拡大した。それは、学科目名の変遷から明らかのように、専門化が進行する過程でもあった。他方、1980年度の人文学科は17学科目で構成され、教員定員は教授17名、助教授13名、1年次学生入学定員は80名であった。なお、人文学部法経学科における科目構成の変遷を表2-3-2に示す。

第6項 人文学部の改組

人文学部の拡充整備過程を通じて、人文学部の人文科学系統と法学・経済学系統への分離改組が検討課題に浮上した。

まず、1970年代には、法学と経済学への学科分離案や、法学と経済学のほかに、政治学・社会学の柱を立て、3セクターによる総合化の道を模索する案が検討された。

表 2 3 2 人文学部法経学科における科目構成の変遷

1968	憲法・行政法、民法、政治学原論・政治史 経済学原論・経済史 社会学原論・社会調査
1969	憲法・行政法、民法、労働法・経営管理、政治学原論・政治史 経済学原論・経済史、 <u>経営学総論</u> ・会計学 社会学原論・社会調査
1970	憲法・行政法、民法、労働法・経営管理、 <u>商法</u> ・民事訴訟法、政治学原論・政治史 経済学原論・経済史、 <u>経営学総論</u> ・会計学、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> 社会学原論・社会調査
1973	憲法・行政法、民法、 <u>刑法</u> ・労働法、 <u>商法</u> ・民事訴訟法、政治学原論・政治史 経済学原論・経済史、 <u>経営学総論</u> ・会計学、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> 、 <u>経済管理</u> ・ <u>貨幣金融論</u> 社会学原論・社会調査
1975	憲法・行政法、民法、 <u>刑法</u> ・労働法、 <u>商法</u> 、民事訴訟法・ <u>国際法</u> 、政治学原論・政治史 経済学原論・経済史、 <u>経営学</u> 、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> 、 <u>経済管理</u> ・ <u>貨幣金融論</u> 社会学原論・社会調査
1976	憲法・行政法、民法、 <u>刑法</u> ・労働法、 <u>商法</u> 、 <u>民事訴訟法</u> ・ <u>国際法</u> 、政治学原論・政治史 <u>理論経済学</u> 、 <u>経済史</u> 、 <u>経営学</u> 、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> 、 <u>経済管理</u> ・ <u>貨幣金融論</u> 社会学・社会調査
1977	憲法・行政法、民法、 <u>刑事法</u> ・ <u>行政学</u> 、 <u>労働法</u> ・ <u>基礎法学</u> 、 <u>商法</u> 、民事訴訟法・ <u>国際法</u> 政治学原論・政治史、 <u>理論経済学</u> 、 <u>経済史</u> 、 <u>経営学</u> 、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> ・ <u>金融論</u> 、 <u>経営管理</u> 社会学・社会調査
1978	憲法・行政法、民法、 <u>刑事法</u> 、 <u>行政学</u> 、 <u>労働法</u> ・ <u>基礎法学</u> 、 <u>商法</u> 、民事訴訟法・ <u>国際法</u> 、 <u>政治学原論</u> ・ <u>政治史</u> <u>理論経済学</u> 、 <u>経済史</u> 、 <u>経営学</u> 、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> ・ <u>金融論</u> 、 <u>経営管理</u> 、 <u>統計学</u> ・ <u>計量経済学</u> 社会学・社会調査
1979	憲法・行政法、民法、 <u>刑事法</u> 、 <u>行政学</u> 、 <u>労働法</u> ・ <u>基礎法学</u> 、 <u>商法</u> 、民事訴訟法・ <u>国際法</u> 、 <u>政治学原論</u> ・ <u>政治史</u> <u>理論経済学</u> 、 <u>経済史</u> 、 <u>経営学</u> 、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> ・ <u>金融論</u> 、 <u>経営管理</u> 、 <u>統計学</u> ・ <u>計量経済学</u> 社会学・社会調査
1980	憲法・行政法、 <u>民法</u> 、 <u>民法</u> 、 <u>刑事法</u> 、 <u>行政学</u> 、 <u>労働法</u> ・ <u>基礎法学</u> 、 <u>商法</u> 、民事訴訟法・ <u>国際法</u> 、 <u>政治学原論</u> ・ <u>政治史</u> <u>理論経済学</u> 、 <u>経済史</u> 、 <u>経営学</u> 、 <u>経済政策</u> ・ <u>財政学</u> ・ <u>金融論</u> 、 <u>経営管理</u> 、 <u>統計学</u> ・ <u>計量経済学</u> 社会学・社会調査

第2節 法経学部の前史：千葉大学における社会科学系教育研究組織の沿革

さらに、1975年6月には、「学部問題調査委員会」が設置されて、他大学の人文学部の現状を調査するとともに、人文・法経2学部分離案とその統合案とを比較検討し、新たに修士課程構想も打ち出すなど、千葉大学人文学部の将来構想をめぐる議論の枠組みを検討した。1976年には、委員会の調査結果が『中間報告』として公表され、人文、法経両学科で将来構想が検討され続けた。1977～1978年には、大学院新設問題も含めて、教授会レベルでの検討が続き、社会学・社会調査を法経学科から人文学科に移行し、人文系の教育研究を総合化する方針を決定した。その結果は、人文学部・法経学部の2学部創設を求める1979年度概算要求案としてまとめられた。

1978年9月には、香月学長が全学にむけて、人文学部の改組に一致協力することを要請し、1979年3月、評議会は「人文学部改組特別調査委員会」の設置を承認した。同年4月23日に特別調査委員会は、人文学部の審議にもとづく次の2点を承認した。第1に、人文学部・法学科・経済学部への3学部分離案は将来構想として残すこと、第2に、人文・法経2学部分離案で1980年度概算要求を提出することである。この概算要求案を法経学部案についてみると、法学科と経済学科の2学科大講座制を採用した。大講座制を採用した目的は、ともすれば閉鎖的になりがちな学科目制の弊害を改め、学問の進展に流動的に対応する有機的な研究教育組織を編成することである。法学科案は、6講座（基礎法学、公法学、民事法学、刑事法学、産業社会法学、政治学）31教育科目で編成されたのに対し、経済学科案は、4講座（理論経済学、応用経済学、国際比較論、経営総合科学）22教育科目で編成された。また、学部の入学定員を300名、教員定員を78名（教授47名、助教授20名、助手11名）とした。さらに、概算要求原案の第2案として原案の縮小案も用意したが、1979年8月に千葉大学人文学部の改組は見送りと決定された。

1980年3月の教授会で、1981年度概算要求案が審議された。文部省との協議を経て最終的に『千葉大学人文学部改組計画書』が取りまとめられ、この計画書に沿って拡充改組が実現された。計画の概要は以下のとおりである。

人文学部の改組は、「千葉大学が均衡の取れた総合大学として、社会的要請に応える」ためである。人文科学と社会科学の教育研究領域はきわめて広範で、その内容も複雑多様化・高度化しつつあり、また社会の進展に即応してその果たすべき役割はまことに大きいものがある。千葉大学は、8学部と教養部によって構成されているが、人文社会科学系は人文学部のみで、教員養成学部を除く残りの学部はすべて自然科学系という偏った体制である。さらに自然科学系学部は、すべて修士または博士課程の大学院を備えているが、人文学部には修士課程すらない。千葉大学が人文・社会・自

然の3系列の分野にわたって均衡のとれた総合大学として、社会的要請に応えうるためには、人文・社会科学系の教育研究の基盤整備を行い、質の向上をはかるとともに、自然系偏重の組織のひずみを是正する必要がある。このため、人文学部を人文科学系の文学部と社会科学系の法経学部を拡充改組し、大学院の設置可能な基盤整備を行う。

さらに、法経学部を法学科と経済学科の2学科編成とし、その基本理念を法学と経済学の総合化においた。研究面では、法学、経済学それぞれ独自の分野の深化をはかるとともに、実証的共同研究を行い、現実の要請にみあう学際領域の研究開発の歩を進める。教育面では、法学、経済学両分野の専門能力をもつ新たな人材の養成を指向するとした。

具体的には、1980年4月時点で18学科目、学生入学定員240名、教員定員44名（教授18名、助教授18名、助手8名）である人文学部法経学科の編成を、以下のように改組することである。第1に、社会学・社会調査を人文学科に移行する。第2に、法学科の編成を、4大講座（基礎法学、公法学、民事法学、政治学）24教育科目、学生入学定員を180名、教員定員36名（教授20名、助教授12名、助手4名）とする。第3に、経済学科の構成を、5大講座（理論経済学、計量分析学、応用経済学、国際比較論、経営管理科学）20教育科目、学生入学定員を180名、教員定員33名（教授19名、助教授11名、助手3名）とする。

人文学部は『改組計画書』に沿って改組され、表2-3-3に示すとおり卒業生を送り出した。

表 2 3 3 人文学部の卒業生数

年 度	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
人文学科	47	45	45	66	50	58	50	70	59
法経学科	86	93	93	92	85	112	109	180	177
年 度	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	
人文学科	62	62	66	73	20	1	1	1	
法経学科	181	198	206	228	32	1	4	1	

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

第1項 構成

1981年度政府予算が1981年4月2日に成立し、法経学部と文学部が4月14日に設置された。完成時における法経学部の構成は、『改組計画書』にしたがって、法学科が4講座（基礎法学、公法学、民事法学、政治学）教員定員は教授20名、助教授12名、助手4名、1年次学生入学定員は180名である。また、経済学科は5講座（理論経済学、計量分析学、応用経済学、国際比較学、経営管理科学）で構成され、教員定員は教授19名、助教授11名、助手3名、1年次学生入学定員は180名である。

第2項 教育研究組織の拡充

(1) 第2次ベビーブームにともなう臨時増募

1990年の前後には、第2次ベビーブームの影響により18歳人口が増加すると予測された。この事態に対処するために、法経学部においても、1986年度より学生入学定員を臨時に増加した。最大時の増募数は各学科40名、合計80名である。臨時増募の学生定員に対して、教員の定員も臨時に増加した。教員の臨増定員は、学部全体として最大時（1994年度）には教授4名、助教授5名であり、講座外に配置された。

(2) 講座増設

法経学部は、「人文・社会・自然の3系列の分野の均衡のとれた総合大学」をめざす一環として文学部とともに誕生し、発足時の2学科体制（法学科と経済学科）のまま、3講座を増設して今日にいたっている。

法経学部の設置時には、時代の要請が法学と経済学の総合的・学際的教育研究にあると理解し、法・経の2学科を1学部に統合するところに積極的意義を見出した。法経学部初期の『大学要覧』は、「法経学部は、従来の法学・経済学の単なる並列的連合ではなく、社会の現実とその要請に応えるべく新たな理念による総合化を指向する」と謳っている。

他方で、「均衡のとれた総合大学」といえば、伝統的には文・法・経済の3学部体

制が念頭に浮かぶ。この場合には、法・経の2学科からなる法経学部は、拡充改組の未完成状態にあることになる。例えば、カリキュラム上で、法学科の学生、経済学科の学生はそれぞれ独立した教育課程で学ぶこととされており、他学科の科目の履修は関連科目として卒業単位数の1割前後に留まっている。この面では、法・経分離を指向する要因が当初からあった。事実、法経学部が設置されて数年経つと、学際的・総合的教育研究という建て前を残しつつも、法学科と経済学科は互いに分離・独立を指向するようになり、1990年度には、法学部・経済学部の設置を具体的に計画するまでになった。

学部の構想とは独立に、1990年代になると全国的に教養部の改組が進行しはじめ、本学でも教養部改組が全学的課題になった。この流れの中で、法経学部の改組が模索され続け、1990年度末から1991年度には、法経学部と教養部を統合し、学際的・総合的な方向に学部の体制をさらに強めていこうという動きがあったが、結局実らなかった。これは、法経学部に次の認識があったことによる。千葉大学にとっては、法学、経済学それぞれを担当する学部を作り、基礎を固めることが必要であり、それを経ずして、いたずらに学際的な方向に進むことは人文学部、文理学部時代への逆行である。

法学部・経済学部の設置を模索する過程で、1992年4月には、法学科に国際関係法講座が、経済学科に会計財務科学講座が新設された。

さらに、1994年4月には、教養部の廃止を受けてカリキュラムを4年一貫方式に変更するとともに、教養部から、法学科に8名、経済学科に5名の定員を受け入れた。同時に、法学科に政策法講座が新設された。この結果、法学科の教員定員は教授26名、助教授15名、助手3名、学生の1年次入学定員は190名になった。また、経済学科の教員定員は教授23名、助教授14名、講師1名、助手3名、学生の1年次入学定員

表 2 3 4 法経学部講座編成

法 学 科	経 済 学 科
基礎法学	理論経済学
公法学	計量分析学
民事法学	応用経済学
国際関係法(1992年度増設)	国際比較論
政策法(1994年度増設)	経営管理科学
政治学	会計財務科学(1992年度増設)

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

は190名になった。なお、法経学部における講座構成の変遷を表2 3 4に示す。

第3項 教育活動

(1) 学生募集および入学者選抜方法

a . 学生募集の方針

法経学部は、現代社会において複雑に絡み合う諸問題を、法律学・政治学・経済学の基本的な理論をとおして理解するだけでなく、新たな問題に対してもそれらを総合して実際に対応できる能力を持つ学生を育成することをその理念としている。そのためには入学者選抜の試験をどのように行うのがよいかということも、共通1次試験、入試センター試験、前期試験・後期試験制度の採用など制度が変わるたびに、私立大学の科目縮小傾向との対比において検討が重ねられた。その結果、本学部の教育の理念に叶う総合的能力を持つ学生を選抜するという目標に沿って、前期試験においては多数の科目を真面目に学習することが求められる入試方法を学部設立時から現在まで一貫して維持するとともに、新たに採り入れられた後期試験においては法学科・経済学科それぞれに試験の内容に特色を出すことによって多様な能力の学生を採用する努力を払うという方針が採られた。

以上の一般選抜に加えて、経済学科では特別選抜として、1986年度以来推薦入試を実施してきた。さらに両学科では、開かれた大学の理念に応えるために、他大学での2年間以上の学習によって学力の向上がみられた者、新たな専門の学習をめざす者のために学習の機会を提供する3年次編入試験を行うとともに、外国人留学生拡大の社会方針に対応して私費留学生のための入学試験も行っている。

法経学部法学科および経済学科の正規の学生定員は、設立時はそれぞれ180名であったが、その後の各1講座の拡大にともない190名になり、さらには、第2次ベビーブーム世代の大学進学に備えた臨時増募によって40名が追加された。この増募分は現在削減の過程にあり、新たな学科の再編がない場合には2001年までには解消される予定である。

b . 入学者選抜方法

一般選抜方式

一般選抜方式は、大学入試センター試験による第1段階選抜を経たのち、第2段階選抜を前期日程試験と後期日程試験に2分して行う方式を取っている。それぞれの日

程の募集人員は、1996年度までは前期について法学科176名、経済学科164名、後期日程について法学科44名、経済学科41名であったのに対し、1997年度からは後期に比重を移す変更がなされたために、前期については法学科147名、経済学科137名、後期日程について法学科63名となった。

第1段階選抜については、法学科では、センター試験の出題教科・科目のなかから、国語1科目、社会1科目、数学1科目、理科1科目、外国語1科目の選択を義務づけ、各分野について広く能力を備えていることを選抜の条件としている。また経済学科では、国語1科目、社会1科目、数学1科目、外国語1科目の選択を義務づけ、理数系の科目として数学の能力を重視した選抜を行っている。

前期日程試験としての個別学力検査では、法学科・経済学科いずれも国語、数学、外国語を課している。

入試方法の多様化をはかるために、後期日程試験の方法は一般の択一的試験方式とは異なる方式を採用している。法学科は英語読解力試験という方式を取っており、英語の文章を出題し、試験当日に英和辞典を貸与して解答させることにより、単に英語の読解力だけではなく、判断力、思考力、表現力をみるような問題を課している。経済学科は、平素の着実な学習能力を知るために、国語、英語、数学を総合して出題する総合テストという方式を取っている。

なお、両学科とも募集人員の5倍をこえた場合には足切りがありうるとしているが、これまで前期日程試験の足切りをしたことはない。

特別選抜方式

特別選抜方式として、経済学科では1986年以来、高等学校より推薦を受けた生徒に対し、小論文および面接により選抜する推薦入試を実施しており、1996年度まで毎年30名程度を入学させてきた。推薦入試の趣旨は、型にはまった一般入試では測ることのできない能力、人格をもった生徒を入学させ、本人および学科全体の一層の向上をはかることにある。1997年3月の卒業生を含め、これまで8回、推薦入試により選抜した学生を社会に送りだした。うち2名は首席で卒業し、平均的にも一般入試入学者より成績は良好であった。しかし、近年は多数の大学で推薦制が採用されてきたせいか、本学の推薦志願者数には漸減傾向がみられる(表2 3 5参照)。また、推薦入

表 2 3 5 推薦志願者数の推移

1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
146	204	145	147	165	153	139	124	74	98	79	56	54

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

試の趣旨に叶う応募者も少なくなってきた。このため、1997年度からは、定員を15名に削減した。多くの有為な人材を集めるためには、一般入試も含め推薦入試の存在意義、実施態様等を幅広い視点から再検討する時期にきている。

外国人留学生の受け入れ

首都圏に位置する大学として、また外国人留学生寮の至近にある大学として、本学部には従来から外国人留学生の入学志望者が多い。また、留学生を受け入れることは、日本人学生に異文化交流を通じて修練の機会を提供することにもなるという考えのもと、外国人留学生の受け入れを推進する立場をとり、一定数の外国人留学生を受け入れることをおおよそのガイドラインにしてきた。この対応は、政府の留学生10万人計画が公表されて以後多少強められた。

法経学部が1991年から1997年までの7年間に受け入れた外国人留学生受け入れ総数は136名、内訳は法学科50名、経済学科86名である。また、受け入れた留学生の資格は学部生43名、大学院生30名、研究生57名、専攻生6名である。このように受け入れ留学生として、学部留学生の割合が比較的高いのが本学部の特徴である。

また、留学生の出身国に中国、マレーシア、パプア・ニューギニアなど、アジア系の国が多いこともその特徴である。この特徴は千葉大学に限らないが、そのために、入学後の学習態度、日本人学生との交流などの面で留学生間に大きな格差が生じ、期待した効果を得られないことがしばしばみられた。主席で卒業する者がいる一方、労働の機会を確保する隠れ蓑として学生の身分を利用する者も存在した。特に学習上の問題として、法学を学ぶ者は、欧米では入学に際して高い語学能力が求められるが、日本語検定および国費留学生の日本語力の判定は具体性がないために、入学後に対応に苦慮することが多くみられたことも否定できない。

3年次編入学

法経学部には従来から転部・転科の制度と3年次編入の制度が存在していたが、それを実行するためには、学生定員に欠員があることを条件とするなど、どちらかという制限的な運用にとどまっていた。このため他学部、他大学に在籍中の者からの編入要望が少なからずあるにもかかわらず、欠員がないことなどを理由に編入学の申請を認めなかったことが多かった。しかし、学生に多様な受験機会を与えるという意味では、3年次編入制度などを拡大運用することの意義は大きい。それゆえ、本学部では1993年度に3年次編入、転部、転科に対し積極的な姿勢で取り組むことに方針を転換し、1994年度入試より現行制度の運用の中で3年次編入学試験を実施してきた。その実績は表2-3-6に要約される。

表 2 3 6 3 年次編入学

年 度		1994	1995	1996	1997	1998
法 学 科	志願者数	16	32	109	77	107
	入学者数	4	2	5	9	6
経済学科	志願者数	4	16	59	65	39
	入学者数	3	3	6	9	8

その結果、勉学意欲旺盛な短大卒業生や、少数ではあるがごく優秀な社会人が毎年編入している。すでに3度の卒業生を社会に送り出したが、おのおの社会に貢献する職場についていることから、この制度は一応の意義をもっている一方で、志望者の出身母体の多様性が乏しいという問題もある。

研究生・専攻生・聴講生の受け入れ

研究生、専攻生の制度は、本学部の卒業生が卒業後も学生としての身分を保ちつつ勉学を継続する場合や、外国人留学生在が大学院試験に備えて在籍する場合などに対応するものである。また、聴講生の制度は、本学部の卒業生が卒業後も学生としての身分を保ちつつ勉学を継続する場合、社会人がいわばリカレント教育を受ける場合などに用いられている。

研究生・専攻生・聴講生の受け入れ実績は、過去7年間（1991～97年度）で総計138名になり、法学科は68名、経済学科は70名である。また、総数138名中27人が外国人留学生在で占められており、その割合は19.6%に達している。

研究生・専攻生制度は、特に外国人留學生について、欧米諸国のように所在国からの大学院課程への直接の応募が認められていない現在の状況では、入学試験への応募を可能にする意義をもっている。

(2) 教 育 課 程

a . 学部学生教育の理念と構成

法経学部は、現代社会において複雑に絡み合う諸問題を、法律学・政治学・経済学の基本的な理論をとおして理解するだけでなく、新たな問題に対してもそれらを総合して実際的に対応できる能力を持つ学生を育成することをその理念としている。

この理念を実現するために、それぞれの学問の基礎を1年次、2年次で修得させ、3年次、4年次には専門的な知識を学び、それを現実世界の理解に結びつけるという積み上げ的教育を行いたいというのが学部設立時からの課題であった。従来の教養

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

課程と専門課程に2分する教育課程では、それぞれの間の有機的連関をもたせることが難しく、また4年次には就職活動に影響されるために、専門教育に専念できる時間が限られるというのがその理由である。そのため学部設立後、専門のカリキュラムの編成替えやコース制の導入など、当時の制度の中で可能な対応策が構想模索されていた。それにともない、専門の基礎をなす科目については1年次から学習させる一方、産業界において指導的地位にある人々を講師に招いて「日本産業特論」の講義を開設するなど、部分的な工夫がなされてきた。

そしてその構想全体は、1994年度の教養部廃止にともない学部規模が拡大し、新しい講座が各学科に設置されると同時に、大学全体で一貫教育体制が導入された機会を捉えて、専門科目に新規の科目を加えて再編するという形で現在の新しい教育課程に一応結実させた。

この新教育課程は、従来の一般教養科目と専門科目にかえて、「共通基礎科目」と「普遍科目」からなる「普遍教育科目」と、新たに設定した「専門基礎科目」を含む「専門教育科目」からなる。それらの科目再編成の特徴は、一般教育については「共通基礎科目」における外国語教育の段階別編成の採用、基礎的情報処理教育の導入、専門教育については入門科目、基礎演習などの専門基礎科目教育への専門学部教員の積極的な参加によって、専門科目の教育における基礎の積み上げと政策の連携など、専門分野について基礎能力、抽象能力、および実際性をいかに高めるかに努力を払っていることである。このことは教員の構成にも現れた。新たな問題領域や実際の知識を要する政策論の分野に関しては、卓越した実務の蓄積があり、しかも優れた研究業績をもつ者が、専任教員あるいは非常勤講師として講義の一定割合を担当するようになった。

この変更は、本来の課題の解消に近づく一方で、教養部廃止という全学的圧力と概算要求手続という予算獲得方式に拘束されることによって、小さな改革を積み上げるという対応がとれないために、基礎教育の一環としての一般教養教育との均衡などの点で課題の解決に多少の歪みを残している。

b. 学生指導

教養部が一般教養教育を担っていた時代には、学生は外国語教育に合わせた各クラスに所属していたために、何をどのように学ぶかなどについての入学時での指導は内容的にもまた手続的にも比較的容易であった。しかし、一般教養課程を改編して以後の新教育課程においては、履修科目が多様化し複雑化しただけでなく、外国語クラス

が廃止された結果、入学時の指導は内容的にも手続的にも多大の努力を必要とするようになった。そのために、旧課程時代には想像もできないほどの大部の履修案内が本学の全学生向けに作成されたほかに、本学部の各学科でも各学年に対応した科目編成と講義内容を詳細に明記した履修案内が作成されるようになった。特に、ゼミナールに基礎をおく個別指導教育を重視する経済学科では、それに加えて冊子『経済学へのアプローチ』を配布して、専門科目相互の関連を解説するとともに、教員の個人情報も提供している。

また1997年度からは、教育方法等改善経費を用いて情報機器や視覚教材を導入した授業を開発するなどの作業が進められている。これらの指導形態の変化がどのような効果を生み出すかは今後の問題である。しかし、共通1次試験採用後の入学者についてみると、これからが自発的かつ本格的な学習の時期というときに、なお分かりやすさと便利さを重視する教育が、一部の学生に簡略化を好むという安易な学習態度を生み出し、難しい課題に忍耐強く取り組む姿勢を失いつつある傾向がみられる点で、新たに検討しなければならない問題を生み出したことも否めない。

(3) 卒業 者 数

法経学部は1984年度に266名の第1回卒業生を送り出して以来、表2-3-7に示したとおりの卒業生を送り出してきている。

表 2 3 7 法経学部の卒業生数

年 度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
法 学 科	139	159	161	179	174	199	227
経済学科	127	171	165	185	179	220	274
年 度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
法 学 科	206	221	210	228	203	236	229
経済学科	214	215	211	214	226	223	229

第4項 学 生 生 活

(1) 進 路

卒業後に大学院への進学を希望する者が法経学部設立以後、徐々に増加し、現在では他大学の大学院を含めて実際に進学する者の数は毎年20人をこえる程度に達してい

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

る。この数字は、社会科学系の大学院教育がまだ理工系のように学部教育の延長上に直結していないことを考えれば、大学院進学が進路として一定の位置を占めはじめたことを意味する。

しかし大半の学生は卒業とともに就職しているのが実情である。またその実情にあっても、多くの国立大学の文科系学部には、大学は就職を斡旋する機関ではないとの考えが長い間支配的であった。それに対して本学部では、文学部との共同の就職資料室を設けただけでなく、学部に就職指導室をおき、経験豊かな教員に就職委員長を依頼して学生相談を行うなど、学部としてある程度の対応をとってきた。そのため、かつては学生の質の高さと国立大学という優位さも加わって、就職先は司法界や経営士、金融機関の総合研究所などの専門能力をいかせるものから、国家および地方の公務員、金融・保険業界の人気企業などかなり恵まれた条件にあった。特に1985年の雇用機会均等法の改正以来、女子学生にとって女性の総合職を設ける企業への就職の志向が高まった。

ところが、いわゆるバブル崩壊後は不景気の影響をまともに受け、文系学部、なかんずく女子学生にあっては各個人の期待と結果が結びつかないなど、かなりの就職難の時代を迎え、就職問題は在学する学生の学習意欲や将来の学生の質の確保に影響する点で、大学にとっても大きな問題となった。私立大学の就職指導が過大に評価されて報道される一方で、国立大学の不親切さが指摘されるようになったのもこの頃である。そのような中で、全学部あるいは複数学部に通ずる就職情報の整序と開示を目的とする全学の就職情報指導室が、1996年11月に開室されたのにもない、学部では学部固有の情報の整理に努めるとともに、分野に対応した就職ガイダンスの開催や「求人票の読み方」と題する指導などを行うようになった。

こうした新たな対応が、どの程度の効果をあげているかについてはまだ判断できる状況にはないが、指導をとおして状況の厳しさを認識し、心構えをする学生がいる一方で、社会全体が流動化し就職状況に不確定な部分が強まっているために、選択に戸惑いをもったり、安易に構えて苦勞する学生も出てきたようにも見受けられる。

表2-3-8は、1993年から1995年までの法経学部の卒業生の進路を一覧表にしたものである。それによると、両学科を通じて金融・保険関係への就職者が断然多いが、金融不況を反映してか1990年から1992年までの数と比べてみると、法学科では半減、経済学科では3分の2に落ちている。近年は法経学部でも情報処理関係の職場への就職者が増加していること、製造業への就職者もかなりの数を占めることが指摘できる。法学科では公務員になる者がかなりの数にのぼるが、経済学科でも公務員に採用

される数が上昇している。また、公務員試験への再挑戦に備えて、研究生や卒業後新たに専門学校への入学を選ぶ者の数が増加しているのも最近の特徴である。

表 2 3 8 法経学部卒業生の進路

学 科 名		法 学 科				経 済 学 科				
年 度		1993	1994	1995	1996	1993	1994	1995	1996	
卒 業 者 数		210	228	203	236	211	214	226	223	
進 路	就 職 者	181	183	149	130	179	165	191	159	
	進 学 者	大 学 院	7	5	8	5	5	4	3	4
		研 究 生 ・ 専 門 学 校	2	12	21	34	9	14	17	18
	そ の 他		20	28	25	67	18	31	15	42
産 業 別 就 職 者 数	建 設 業		5	6	9	4	6	11	6	8
	製 造 業	食 品	3	2	4	2	11	4	7	4
		化 学 工 業	7	7	5	1	8	4	6	4
		機 器 類	8	2	10	5	11	6	7	11
		そ の 他	19	9	2	9	18	5		19
	卸 売 ・ 販 売		13	12	16	8	15	21	21	27
	金 融 ・ 保 険		24	24	20	26	27	32	34	29
	不 動 産		2	1	1	3	3	1	5	2
	運 輸 ・ 倉 庫		2	2	3	4	4	2	3	1
	通 信 ・ 広 告			4	5	1	8	9	1	9
	電 気 ・ ガ ス		5	2	1	1	3	4	4	3
	出 版 ・ 印 刷		6	4	4	1	2	8	11	2
	サ ー ビ ス	情 報 産 業	6	7	11	11	13	13	17	21
		そ の 他	32	35	23	9	20	13	32	3
	公 務 員	国 家	14	13	15	12	4	7	9	3
		地 方	32	44	16	27	23	21	11	10
教 員			1	1	2			1		
団 体 等		3	8	3	4	3	4	7	3	
合 計		181	183	149	130	179	165	191	159	

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

（2）外国人留学生

留学生の受け入れは増加傾向にあるが、法経学部設立以後をみても、提携大学の増加および1995年度の短期留学制度の導入によって、留学生の内容および受け入れの態勢は大きく変化してきている。

短期留学制度の導入以前には、留学生の受け入れは卒業資格を取得することを目的とした国費留学生および私費留学生の場合がほとんどであり、短期の在学は交流協定にもとづく交換留学生に限られていた。国費留学生の場合は、出身国はアルゼンチン、オーストラリア、パプア・ニューギニア、タイ、シンガポールなどで、特定の国に集中することはなかったが、私費留学生の場合は、中国、台湾、韓国などの出身者が大半であった。しかも人数は、双方を合わせても各学年度に10名をこえない程度であった。

これらの学生が、在学中にどの程度の成果をあげたかについては、明確な傾向を指摘することは難しいが、優れた結果を残した者は国費ばかりでなく私費留学生にもいた。なかでも法学科において顕著であったのは、成績の結果が個々人の日本語能力に大きく依存していたことである。この点は、アメリカやイギリスの大学で留学生が法学を専攻する場合には、かなり高い英語力を要求されていることにはっきり現れているが、法律表現の複雑な日本法の場合はさらに顕著である。この点で、特に国費留学生について法学科では、日本語力の有無に関わりなく一律に留学生を割り振ろうとする文部省の取り扱い、および日本の外国語大学での日本語研修の成績表示が具体的にどの程度の能力を表しているのかが不明であることなど、受け入れの判断に苦慮することがしばしばであった。

他方、途中退学など不満足の結果に終わった者のほとんどは私費留学生であった。特に問題であったのは中国からの学生であり、刑事事件を含めて事件に絡む者が複数出る始末であった。これらの学生には、すでに採用されていた留学生担当講師が指導にあたっていたが、これらの事例は、経済力が十分ではない学生の私生活について管理することの難しさを示していた。

ところが、1995年に1年間の短期留学制度が導入されるとともに受け入れ学生、および受け入れ体制に変化が生じた。この制度においては、提携大学との間では単位互換が可能なこと、英語による講義を通常の講義の別枠で行うことが謳われたために、英語圏の学生が多数受講することになったが、指導体制を新たに作り出す必要に迫られた。外国語で講義をすることは、留学生の層を拡げることや指導する側にも新たな

可能性を開くなど、益する面もあったことは確かである。しかし、制度の目的などについての理解を浸透させないままに、文部省の指示に即応しすぎた結果、それぞれの担当者の準備にさほど考慮が払われないままに進行し、講義担当者、学生の双方に不満足を生むという問題も出てきた。

その他、本学部では経済学科が中心になって、日本がはじめてという訪問外国人学生に、日銀や証券取引所、技術先進的な企業の訪問などを組み入れて日本経済事情を分かりやすく紹介し、日本経済や日本の経営への理解を増加させることを目的とした講義を英語で行う日本経済論講座を隔年に2週間にわたって開講している。第1回は1992年5月に行われ、アメリカ人学生12名が参加した。第2回は1994年5月に行われ、参加学生は、米国24名、カナダ1名、ドイツ2名、クロアチア1名、ロシア4名の総計32名、第3回は1996年5月に行われ、米国から提携大学を中心とする20名であった。第4回は1998年5月に行われ、20名（アメリカ人18名、スウェーデン人2名）が参加した。

第5項 研究活動

(1) 法 学 科

法学科に所属する各教員の研究成果について、個人別の業績リストを示すことは膨大な紙面を必要とするために、ここでは研究活動の態様、研究内容、成果について、一般的な特徴を述べることにする。

まず研究活動の態様については個人研究と共同研究に分けられるが、成果の発表されているものの割合からみれば、圧倒的にその多くが研究者個々人の問題関心にもとづいて行われる個人研究である。その背景としては、学科においては大講座制の下にありながら研究室が1人1人独立しているという形態的な問題もあるが、社会科学の分野の研究にもっと本質的なものとして、同じ課題に取り組みながらも専門における問題関心の違いによって問題の取りあげ方が異なること、それにともない外部の研究機関や研究グループとの関係も個人を中心に形成されることなどの点があげられよう。また多くの大学に共通することであるが、若い研究者の育成も個々人の努力に頼りがちであり、その点で特定の研究グループを重点的に育てることが難しいこともその要因の1つである。

もっとも、学際的な取り組みを必要とする研究課題で、本学科の教員がその中核を担い得るようなものについては、これまでにいくつもの共同研究が組まれてきている

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

し、個別研究についての成果の共有の場として多数の研究会が恒常的に組織されている。ちなみに本学科を中心に行われた共同研究には、丹宗暁信教授によって組織された国際経済法研究会が行った「日米貿易摩擦の理論的実証的研究」、手塚和彰、新井誠教授を中心とした「保健医療福祉研究会」、村山眞維教授を中心とした刑事法研究グループによる「刑事弁護の調査研究」、中川良延教授を中心とした家族法研究グループによる「家事調停の実証的研究」などがある。また恒常的な研究会には、基礎法研究会、民法研究会、政治学研究会などがあり、教員、大学院生、および外部の報告者を交えた報告会が行われている。

次に研究内容についてみると、個々の研究者の個人史においてだけでなく、学科全体としても研究分野の重点および研究課題が、自由化、都市化、男女平等化、国際化、情報化、高齢化などの現象として現れる社会全体の変化に対応して変化している状態をみて取ることができる。かつてはヨーロッパの伝統を基礎につくりあげられていた既存の学問分野の中では片隅におかれたり、研究分野としてはほとんど未開拓であった経済法学、知的財産法学、都市法学、外国人法学、高齢者福祉法学、生命倫理学などが既存の学問分野の殻を破り、しかもその基本枠組を崩す形で登場してきたが、本学科の研究には、そうした新たな研究分野の形成の先導役を果たしているものが少なくない。

その一部を述べると、応用研究としては、特許や著作権を財産として位置づけ、知的財産法の構築に取り組んだ満田重昭教授（1995年退官）、国際的な特許保護を競争法の立場から再構築する本間忠良教授、大都市の住宅問題に着目し、区分所有権法の分野に先駆的業績をあげた丸山英氣教授、消費者保護の観点から約款理論を再構成した河上正二助教授（東北大学に転出）、継続的取引の法理を構築した中田裕康教授（一橋大学に転出）、高齢社会問題に信託法の立場から取り組む新井誠教授、外国人労働者や高齢社会など新たな社会問題に他に先がけて着目し、社会法の分野の新たな構築に活躍する手塚和彰教授、経済法と結びつけて企業法の再構築をはかる遠藤美光教授、行政法の枠をこえて早くから情報の法制度化に携わる多賀谷一照教授、コンピュータ犯罪への刑法の適用に取り組む林陽一助教授などの研究をあげられる。

また基礎研究としては、警察活動や刑事弁護などの調査分析にもとづいて新たな実態認識を提示する法社会学の村山眞維教授、法命題の分析に言語分析を導入した規範研究および正義論の新たな理論化に異彩を放った井上達夫助教授（東京大学に転出）、秩序の自生性と市場の社会調整機能を重視し、法の基礎づけ、法と経済の関係、生命倫理などの理論に新風を吹き込む法哲学の嶋津格教授、批判と弁証法を基礎

に人類の最適生存の実現をめざす壮大な政治哲学の構築に取り組んだ前田康博教授（1998年退官）行政の執行過程の分析をとおして新たな政策概念を提示し、行政学の発展に道筋を開いた森田朗教授（東京大学に転出）などの研究をあげられる。

これらの先駆的な研究が本学科において生まれたことは、もちろん個々の研究者の関心の鋭さ、時代を読む能力にもよるが、本学科が比較的新しい学科である点で伝統の重みに縛られないことにも関係しているのかもしれない。

ところで以上の個人研究および共同の成果の多くは、著書の形、および論文の場合は学会誌、一般誌などで公表されてきているが、特に長大な学術研究の公表の場の一つとして主要な役割を果たしているのが、「千葉大学法学会」（法学会）が発行母体になっている『千葉大学法学論集』である。

法学論集は、1991年度以後年4回の頻度で発行されているが、年間に掲載される論文数は平均して15本程度である。綿密な理論の展開や詳細な実証を行う法学、政治学の優れた研究には多大に紙幅を必要とするが、本誌は、学会誌や一般誌が紙数を制限しているために掲載不可能な論文の発表の場として、とりわけ若手の研究者に大きく貢献している。そうしたなかには学会賞を受賞するものも出ている。

以上の研究活動をとおしてこれまでに得られた成果のなかには、それぞれの研究者の属する学会賞を得たもの、サントリー賞や吉野作造賞など一般の賞を得たものがある。その点で法学科における研究活動は、しばしば学会の研究を先導する役割を果たしている。また、これまでは地域の公的な活動についての関わりが密でないという問題は感じられたが、新たな研究分野に取り組む者を中心に、国の行政への何らかの形で参加をとおした公共的な問題の解決への実際的な関わりだけでなく、民間の研究機関の研究調査への協力、一般の啓蒙活動への積極的な関与の比重が次第に高められてきている。

(2) 経 済 学 科

一般的にいうと、大学で教職についている者は、組織としての大学・学部・学科に所属しているだけでなく、それぞれ自分の専門研究分野に応じてさまざまな学会に所属し、研究活動を行っている。したがって、学部・学科の授業が専門分化すればするほど、それらの授業科目を担当する教員たちの所属する学会も多種多様になり、同一学部同一学科の仲間であっても、所属する学会は異なり、研究上の情報交換を行う機会は稀にしかないというのが普通である。こうした弊害を避け、同一学科の仲間同士が研究上の意見の交換や成果の相互理解を密にするため、経済学科には、学科構成員

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

の全員が参加する「千葉大学経済学会」が1990年11月に設立され、経済学・経営学および関係諸学の研究・教育の振興をはかることを目的に活動をつづけてきた。

本学会の事業は、会則によると、第1に学会誌『千葉大学経済研究』の発行、第2に講演会の開催、第3に研究会の開催、第4に、その他、本会の目的を達成するために必要な事業である。

本会設立以前には、千葉大学法経学部経済学科が紀要『千葉大学経済研究』を毎年度2回発行していたが、本会の設立にともない、1991年度から、これを本会の機関誌として引継ぎ、各年度3回発行とした。なお、その後、学科の陣容の拡充に対応して、1993年度からは季刊制に移行している。

主に学生を対象にして外部講師を招いて開催する講演会は、年2回程度であるが、研究者相互の切磋琢磨の場となる研究会は、毎月の例会として開催され、学生にも公開されている。この他に、大学院生を対象にした教員による研究報告会（経済学研究セミナー）も定期的に開設され、最近ではカリキュラムの中に組み込まれるほどに定着した。

その他の事業活動のひとつとして、ワーキングペーパーの発行がある。これは、欧文の論稿を早い時期に発表し、批判を仰ぐための場を提供するものであるが、1991年度以降、毎年5～6篇を発行してきている。

最近の本会の事業の中で特筆に値するのは、『千葉大学経済研究叢書』の刊行が、ついに1996年度から実現するにいたったことである。学術研究書の出版がきわめて困難な状況にあることは周知の事実であるが、特に市販化の難しい優れた研究成果を自分達の手で出版することが可能になったことは、まことに喜ばしいことである。今後、この事業が順調に発展してゆくことを期待したい。

以上のような共通の研究活動の場とは別に、各研究者はそれぞれ独自の研究活動の場を持っている。それは、特定の研究テーマの下に複数の研究者が集って行う共同研究の場もあれば、まったく個別に行われる個人研究の場合もある。

法経学部は発足してから今日にいたるまでの短い歴史の中で、経済学科の構成員が関与した共同研究として記録に留めておきたいのは、千葉大学と交流協定を結んでいるアラバマ大学との間で具体化した大学間協力研究「経済的、産業的および経営的日米協調」である。この共同研究は、文部省の科学研究費（国際学術研究）により、3年間（1988/89～1990/91）継続して実施された。本学からの参加者は当初、阿部清司、秋元英一、小松憲治、村山元英、唯是康彦の5教授であったが、後に野村芳正、中原秀登、武蔵武彦、島久代（教育学部）の4教授が加わり、アラバマ大学側の研究

者とパートナーを組んで共同研究を行い、初年度はアラバマ大学で、第2年度は千葉大学で、第3年度はハワイ大学で国際会議を開催した。その成果は、後に英国のマクミラン社から単行書として出版されている。

なお、この大学間協力研究を契機にして、その後、アラバマ大学と本学部との間に研究者の交流が盛んになったばかりではなく、学生の交換も進み、さらに1992年度からは隔年で英語による外国人向け「日本経済論入門」の短期集中授業を開設するにいたったことを忘れてはならない。

国内における共同研究で成果をあげているものの例としては、日本生産性本部や日本労働研究機構を舞台にして労使関係の研究を続けている葉山混教授や、国際日本文化研究センターのグループと日本の人口問題について研究している佐々木陽一郎教授（1998年停年退官）などがいる。また、社会保障問題の各種審議会の専門委員として活躍している藤井良治教授もこの中にいれてよいであろう。

個人研究についていえば、経済学科の教員は、すべて本学科を構成する6大講座（理論経済学・計量経済学・応用経済学・国際比較論・経営管理科学・会計財務科学）のいずれかに所属して、教育・研究活動を行っている。そうした個々の研究者の研究活動の態様や成果について、専門研究分野の相違をこえて共通の尺度で選別することは、ほとんど不可能に近い。したがって、ここでは比較的長期にわたって学部・学科の教育・研究活動の発展に寄与すると同時に、対外的な学会活動などでも顕著な成果をあげている研究者たちに焦点を絞り、基礎理論研究と応用実証研究の2大グループにわけて紹介することにしたい。

まず、基礎理論研究の分野では、スミス経済学研究で著名な野澤敏治教授をはじめ、マクロ経済理論の柿原和夫教授、ミクロ経済理論の野村芳正教授、エコロジー経済学の工藤秀明教授、レギュラシオン理論の安孫子誠男教授、計量分析の稲葉弘道教授、統計理論の小暮厚之教授、というように多士済々であり、それぞれが自分の専門領域において最先端の仕事に取り組んでいる。

応用実証研究の分野では、内外均衡問題を研究している経済政策論の小松憲治教授、規制緩和問題などをテーマとする産業組織論の武蔵武彦教授、金融論および経済変動論の天野昌功教授、財政学および公共経済論の松田忠三教授などが、応用経済学の領域にはいる。なお、松田教授は、経済数学の分野での業績も多いので、基礎理論研究のグループに入れてもよいかもしれない。

実証研究なかんづく国際比較論の領域には、東欧研究で知られている岩田昌征教授、国際経済学会の1996年度全国大会を千葉大学で開催した阿部清司教授、アメリカ

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

経済史研究で著しい業績をあげている秋元英一教授などがある。

また、行動的な国際経営論の主張者として有名をはせる村山元英教授も、応用実証研究グループの代表的な研究者の1人である。

経済学科には、以上に述べた者のほかにも、多くの優れた人材が日夜研鑽を積んでおり、立派な業績をあげているが、紙面の関係で割愛した。

なお、学部・学科の研究活動その他の詳細については、学部の自己点検・評価委員会の報告書、『改革への実践 社会との連携をめざして』（1993年）および『千葉大学法経学部自己点検・評価報告書』（1997年）を参照されたい。

第6項 国際交流

研究者の研究交流および学生の交流は、1980年代末以降に質的にも量的にも拡大する傾向を示してきたが、その特徴は特に組織的な対応の面に強く現れている。

在外研究あるいは海外研修の形で研究者個人が行う海外交流を除けば、学部が組織として国際交流を行うことは、1980年前後まではきわめて限られたものでしかなかった。その時点での対応は、主にゲッチンゲン大学やアラバマ大学との間で結ばれた全学的な交流取極に、法経学部もその一環として参加するというものであった。そのために初期の交流は、提携大学の研究者が訪問された時点で研究会や講演会を催したり、交流協定にもとづき交換教授や限られた数の学生が相互に交換留学するという程度に留まっていた。その背景には、全学協定が他学部主導で結ばれたために学部の研究者の活動拠点にはなっていなかったこと、学部の交流委員会自体が未組織であり、組織として活動する積極的な課題をもっていなかったことなどがあった。

しかしその後、いくつかの要因が絡まって研究者および学生の国際交流が組織的にも個人的にも拡大してきた。組織的に拡大した要因は、1つは交流協定にもとづき交換によって関係の蓄積がなされる過程で、経済学科の阿部清司教授や村山元英教授など国際交流に積極的な者が、交流を質的に深める努力を払ったことである。その1つの現れが、「経済的、産業的および経営的日米協調」のテーマの下に1988年から1991年に行われた学部間共同研究であり、その成果は英国のマックミラン社から出版された。こうした個人の主導にもとづき、学部全体が協力するという形の交流の拡大は、2年に1度、2週間にわたって外国学生むけに行う日本経済論の講義の開設と継続、および経済学科が提携していたヒューストン大学商学部との提携の全学協定への引きあげなどに及んだ。

第2に、日本研究を行う海外の大学が、徐々にその関心を日本の政治経済に向けてきたことによって、研究交流の提携先を千葉大学にも求めてきたことである。その1つの形は日本学の研究にかかわって文学部と提携している大学が日本研究の一環として本学科との提携を期待するというものである。しかし、この形をとる組織的な提携関係の拡大はさほど大きくはみられない。法経学部には、客員教授や共同研究者の形で、継続的な国際交流をもっている場合が数多くあるが、それらの交流は日本学の一環ではないために個人との関係が重視されている。

第3に、組織的な拡大がもたらされたのは、政府の留学生10万人計画にもとづき留学生の大量の受け入れ要請がなされ、千葉大学が全体として積極的に対応したことによる。それには、あらかじめ全学もしくは学部単位の交流協定の締結が前提とされていたために、交流協定締結のための全学的な手続が変更されるとともに、研究者交流を含めた多数の協定が、全学および学部単位で多数結ばれた。これによって、国際交流のための協定関係が多角化し、かつ整備された。この形での関係の拡大は、研究者間の具体的な関係をもとにして発展したものではないために、学部としてみれば、受け入れの基盤がないままに負担が増加する一方で、研究交流にとっては実質的に機能しにくいという問題を抱えている。しかし、いずれにせよ国際化は大きな流れとしては確実に進展しており、どのようにいかされるかは今後の課題である。

以下に、ここ数年の交流の実績および提携先を示す。

(1) 外国人研究者による講演会と研究懇話会

- ・テキサス大学オースティン校、ベンジャミン・グレッグ助教授
「伝統的法学を越えて」
- ・ゲッチンゲン大学、ヴォルフガング・ゼラート教授
「ゲッチンゲン大学法学部の歴史」
- ・カトリック・ルヴァン大学、ヴァン・ランゲンドク教授
「社会的保障法の国際的側面」
- ・ビーレフェルト大学、ベルントシュルテ教授
「ドイツの高齢者問題の解決 介護保険を中心として」
- ・ガジャマダ大学、クスナディ・ハルジャスマントリ教授
「インドネシアの環境政策とその意味するところ」
- ・マサチューセッツ大学、トマス・ファークソン教授
「クリントン政治のゆくえ」

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

- ・チューレーン大学、Y. ホリバ教授
「国際複占、関税政策、自由貿易」
- ・ワシントン・リー大学、マイケル・スミトカ教授
「貿易摩擦の政治経済学」(経済学会と共催)
- ・ダイムラーベンツ社、ヴォルフガング・ディートリッヒ博士
「ダイムラー・ベンツ・グループの活動」(経済学会と共催)
- ・ポツダム大学、ヴェルナー・メルレ教授
「新しい連邦の州における住居の私有化」
- ・アラバマ大学、トーニィ・フライヤ教授
「90年代日本における規制緩和と独占禁止法」

(2) 外国人研究者の受け入れ

- ・台湾・財務部高雄関税局局員、盧守氏
「会計監査とその実務」(山浦久司教授と共同研究) 1995 .7 ~ 1996 .3
- ・ベルギー・アントワープ大学、ジャン・ヴァン・フッテ教授
「離婚事件の法的処理に関する比較研究」(村山眞維教授) 1995
- ・中国・長春光学精密機械学院経済貿易分院、康晶教授
「日中経済比較の研究」(秋元英一教授) 1996 .10 ~ 1997 .9

(3) 協定大学との交流

a . アラバマ大学との交流

- ・天野昌功教授、共同研究「金融の日米比較」および「日本経済論」講義
1993 .1 ~ 5、1994 .8 ~ 12、1996
- ・阿部清司教授、「日本経済論」講義、1995 .7 ~ 9
- ・秋元英一教授、共同研究、1995 .9

b . ヒューストン大学との交流

- ・村山元英教授、研究交流、1992 .5、1993 .2 ~ 3
- ・大塚成男助教授、「アメリカの企業会計システム」に関する実態調査と研究
1993 .4 ~ 1994 .3

c . 湖南大学との交流

- ・ 謝光亜助教授、阿部清司教授と共同研究
「アジア太平洋地域の経済相互依存」、1995 .9
- ・ 阿部清司教授、湖南大学で講義、1996 .5

(4) 在外研究、海外研修、海外派遣（1カ月以上のものに限る）

- ・ 林 陽一助教授、ケルン大学、1993 .4 ~ 1994 .8
- ・ 雨宮昭彦助教授、ベルリン自由大学との交流、1993 .4 ~ 1994 .3
- ・ 阿部清司教授、キール大学世界経済研究所、1993 .7 ~ 8
- ・ 小林正哉助教授、ケンブリッジ大学、1995 .10 ~ 1997 .9
- ・ 半田吉信教授、マールブルク大学、1995 .10 ~ 1996 .8
- ・ 松本勝明助教授、マックス・プランク研究所、1996 .4 ~ 9
- ・ 湯本國穂教授、中国社会科学院、1996 .4 ~ 1997 .1
- ・ 村山眞維教授、オックスフォード大学他、1996 .4 ~ 1998 .3
- ・ 鎌野邦樹教授、ゲッティンゲン大学、1996 .9 ~ 1997 .9
- ・ 野村芳正教授、ジョーンズ・ホプキンス大学、1997 .1 ~ 3
- ・ 鈴木庸夫教授、シドニー大学、1997 .2 ~ 9
- ・ 岩田昌征教授、ユーゴスラヴィア国際政治経済研究所、1997 .7 ~ 8
- ・ 新井誠教授、ミュンヘン大学、1997 .8 ~ 9
- ・ 丸山英気教授、ポツダム大学、1997 .10 ~ 1998 .1
- ・ 中窪裕也教授、ワシントン大学他、1997 .7 ~ 8
- ・ 榊原健一助教授、ジョージ・メーソン大学、1997 .8 ~ 11
- ・ 小川有美助教授、ベルゲン大学、1997 .9 ~ 1999 .9
- ・ 木村琢磨助教授、ストラスブール大学、1997 .9 ~ 1999 .8
- ・ 井上義朗助教授、サセックス大学、1998 .10 ~ 1999 .7

第7項 社会に開かれた大学

(1) リカレント教育事業への参加

大学が、21世紀に向けて「社会に開かれた大学」をめざすとするならば、地域社会の要請にこたえて、大学の教育・研究機能の一部を提供することは、明らかに望ましい姿勢である。

第3節 法経学部（1981年度～1997年度）

文部省生涯学習局からの委嘱を受けて、千葉大学が中心になり、千葉地域リカレント教育推進協議会が設立されたのは1992年12月のことである。それ以来、千葉地域における社会人・職業人を対象とするリカレント教育の推進は、同協議会が中心的役割を果たしてきた。

文部省の主導によるリカレント教育推進事業は、千葉地域においては、1992年度から1995年度にわたる4年間にわたって実施されたが、その間、法経学部は常に積極的にこれに参加し、主体的な活動を行ってきた。ちなみに、この期間に本学部が同プロジェクトのために開設した学習コースは、次のとおりである。

- (1) 激動する国際化時代の法と経済（1992年度実施）
- (2) 分権化時代の地方行財政（1993年度実施）
- (3) 現代日本における企業経営をめぐる諸問題（1993年度実施）
- (4) 1990年代の国際政治と経済（1993年度実施）
- (5) 高齢化社会の福祉と国民の負担（1994年度実施）
- (6) 21世紀における経済と企業の展望（1995年度実施）

社会人・職業人のためのリカレント教育は、一般的な公開講座とは異なり、受講者のニーズがかなり専門的に高い水準にあるものと考えられる。したがって、普遍性と同時に特殊性をも兼ね備えたテーマの設定と最新の知識の提供を心がけた学習コースが好評を博したようである。しかしながら、せっかくそのような講座内容を用意しても、情報伝達が何らかの事情で不十分であったコースは、必ずしも期待どりの成果をあげることはできなかった。このような経験を、今後にいかすことが肝要であろう。

(2) 社会人のための公開講座

千葉大学生涯学習推進委員会の企画による1996年度千葉大学公開講座は、法経学部が担当し、「高齢化時代をどう生きるか」をメインテーマに、本学部の教員スタッフを講師陣として、1996年10月12日から11月9日までの4週にわたる土曜日の午後の時間帯を利用して実施された。

この公開講座は、現代日本社会の時代的要請に適応したテーマであったために、予定を上回る多数の応募があり、毎回、熱心な聴講生と講師陣とのあいだに活発な質疑応答もあって、全体として期待以上の成果をあげることができた。

(3) 社会との連携による特別講義「日本産業特論」の開設

千葉大学法経学部では、財団法人「経済広報センター」から資金面・人材面で多大の援助を受け、1992年度以降、1998年度現在にいたるまで、すでに7年間にわたって特別講義「日本産業特論」を開講してきた。これは本学部のカリキュラムの中に、実社会の産業各分野の第一線で活躍している経営者の実践的な知識と知恵を、講義の形で導入しようとする新しい試みである。

毎年度、前期と後期でテーマを変え、マクロ的な問題とミクロ的な問題、あるいはグローバルな問題とリージョナルな問題というように多様な視角から問題提起を行い、新鮮な内容の講義をしてもらえるよう心がけている。

これを聴講している学生たちは、多彩な講師陣の特別講義に対して、一様に強い関心を示し、高く評価するとともに、その継続を希望している。また講義をする側の人々も、普段とは異なる仕事に新しい価値を見いだして、きわめて熱心に自分たちの考え方を伝授している。このような新しい形の社会との連携は、大学にとって望ましい方向であることはいうまでもなからう。

なお、こうした大学の社会との連携を継続し、発展させてゆくためには、当事者の意識的な努力の傾注と、それに関与する人々の理解と積極的な協力が不可欠である。今後、それらの条件が持続し、さらに拡充されることを祈る次第である。

第4節 大学院社会科学研究所（修士課程）

第1項 設置の理念

法経学部、文学部の設置が1984年度で完成した。それを基礎として、1985年4月に大学院社会科学研究所および文学研究科修士課程が新設された。近時の10年余の間、社会は国の内外を問わず、歴史的な変換期を経験してきた。構造変革・価値変革が求められ、急速・複雑に変化する現代社会は、高度学術教育・研究機関としての社会科学系大学院に対して、多様な価値観を包摂する法的・経済的システムを適時に形成する能力を擁する人材の育成を求めるにいたっている。このような社会的要請に的確に応えるために、社会科学研究所は、法経学部における一般的なならびに専門的教育を基礎とし、広い視野にたって精深な学識を授け、法学および経済学の理論・実践を創造

第4節 大学院社会科学研究科（修士課程）

的に推進し得る人材を養成することを目的としてきた。

第2項 教育研究上の組織

社会科学研究科には2専攻、法学専攻と経済学専攻があり、各専攻の学生入学定員は5名、合計10名である。法学専攻は、大講座として「基礎法学」、「政治学」の2つの理論的、歴史的、比較社会的な研究分野と、「公法学」、「民事法学」、「国際関係法学」（1992年度増設）、「政策法学」（1994年度増設）の4つの実践的な研究分野を包摂する。

経済学専攻は、大講座として「理論経済学」、「計量分析学」の2つの理論的、統計的な研究分野と、「応用経済学」、「国際比較論」、「経営管理科学」、「会計財務科学」（1992年度増設）の4つの実践的な研究分野を包摂している。

第3項 学生の受け入れ

1985年に創設された本研究科では、当初、入学者を厳選することに意を用いてきた。このため、外国人や社会人には困難な入試となるきらいがあった。そこで法学専攻では、1993年度から一般入試を多様化し（ABCの3方式を導入）また外国人に対して受験の特例を設けることにより多様な学生を受け入れる改善をはかった。これにより1993年度以降、本研究科では定員の2倍前後の合格者数を得るにいたっている。

また専門職業人の教育高度化の要請に応えるために、1997年度からは、両専攻において、さらなる入試方法の多様化をはかることとし、一般入試のほか、社会人特別選抜および外国人特別選抜による入試方式を導入した。この社会人特別選抜により、法学専攻では2名の合格者を得ている。これらの入学者の教育を的確に実施し、多様な需要に適切に対応するために、1997年度から、履修方法の弾力化、在学年数の多様化等を積極的に推進してきた。

第4項 教育課程等

(1) 教育課程

法学専攻では、必修科目8単位（特別研究 ・ ） 選択科目16単位（当該専攻分野で開設する約80の選択科目から選択できる）および自由選択6単位（当該専攻分野

および他専攻で開設する約160の選択科目から選択できる)の30単位以上の履修が求められる。

経済学専攻では、必修科目10単位(特別研究・、経済学研究セミナー)、選択科目16単位(当該専攻分野で開設する約80の選択科目から選択できる)および自由選択4単位(当該専攻分野および他専攻で開設する約160の選択科目から選択できる)の30単位以上の履修が求められる。

経済学専攻分野では、1995年度より修士1年次必修科目として「経済学研究セミナー」を設置した。修士課程の学生はすでに萌芽的ながら研究者の一翼を担っており、なるべく早く学問のあるべき方法や最新の研究にふれることが必要である。そのため、このセミナーを通じて、毎回スタッフが自己の現在の問題関心にそって研究会方式で報告を行って、それに関する質疑討論を続けており、スタッフ同士の学問的交流や相互認識に役立っている。また、将来的には複数指導教官制を構想している。

また国際化の進展を考慮して英語による授業も部分的に導入し、また外国人に日本語を修得させるためにチューター制度を採用している。

(2) 生涯学習

高度専門職業人教育の需要に応えるため、法学専攻では、1997年度入試から社会人特別選抜を実施し、公務員、企業人を積極的に受け入れている。また、高度専門職業人教育を的確・積極的に推進するために、カリキュラムの改正を行い、主として官庁や企業から派遣された社会人および高度専門職業社会人を対象として、早期修了制度(1年修了課程)を適時に活用できる体制を整備した。経済学専攻では、1997年度第2次入試から社会人特別選抜を実施している。

第5項 修了者数

社会科学研究科は、1985年度以降、表2-3-9に示されるとおりの修了者をこれま

表2-3-9 社会科学研究科の修了者数

年 度	1986	1987	1988	1989	1990	1991
法 学 専 攻	1	2	2	2	4	3
経 済 学 専 攻	3	2	3	5	4	5
年 度	1992	1993	1994	1995	1996	1997
法 学 専 攻	2	2	8	8	11	9
経 済 学 専 攻	6	4	4	6	5	9

第5節 将来計画

でに送出してきている。

第5節 将来計画

21世紀は世界的に「都市の時代」の様相を示し、人口問題、土地問題、住宅問題、流通問題、廃棄物処理問題、環境問題、高齢者問題、犯罪問題、失業問題、外国人問題、防災・耐震問題など、さまざまな新旧社会問題がますます都市を舞台に噴出してくる時代状況にある。この状況に社会科学もその教育・研究の面でこたえる必要がある。

法経学部は、現代社会の課題を研究するために法学と経済学の有機的なつながりをもつことが不可欠であり、そこで教育される学生も法学・経済学にまたがって学問をおさめることが必要であるとの認識のもとに、法学科・経済学科の2学科体制の学部として出発した。今後も都市法学や生活経済学を中心として、これら応用的分野についての教育研究を充実していく予定である。

ただし、これら応用的な分野への対応をするのにあたっては、まず実定法学、経済理論のいずれかについて十分な教育研究を積んだ後に、法経横断的・応用的な教育研究がなされるべきであろう。基礎的教育・研究レベルでの、法学・経済学の安易、中途半端な融合は建設的な効果をもたらさない。特に法学、経済学の近來の発展により、4年という限られた時間と現在の学生の能力では、法学・経済学のうち一方だけの教育をすることも難しくなった。内外の学問水準を学生に伝達するために、一方で法学部・経済学部を分離し、他方で従来からの両学問間の教育研究の有機性は社会科学研究科（修士課程）そして社会文化科学研究科（博士課程）のレベルで維持発展させる必要がある。

この方向は、1993年に法経学部が出した『1993年改革への実践』のなかで明らかにされ、教養部改組後の法経学部将来構想の中心的役割を果たしている。また千葉県議会は1996年12月に、千葉大法経学部を法学部と経済学部に分離することを求め、その意見書を県会議長の名前で内閣総理大臣と文部大臣にあてて送付した。これは地方分権が強調されている今日、国立大学ではあるが、同時に地域の中核大学でもある千葉大法経学部を重視せざるをえないことの現われである。

もし仮に学部分離が早急に実現しないとすれば、法学科・経済学科の体制を維持しつつ、第3の学科である都市政策学科（もしくは都市政策を担当する講座の増設）を

つくって、時代の課題に応えるべきである。都市政策学科は、法学科、経済学科でそれぞれ固有の学問を学生に教育することを前提に、都市化から流出するさまざまな問題を考察してゆくことができるからである。〔この考え方に沿って、1999年度に新学科（総合政策学科）を増設する案が政府予算案に盛り込まれ、1999年2月時点で審議中である。〕

このような具体的環境にあって、本学部のひとりひとりが現代社会の課題と直面しつつ、法経分離について、あるいはその趣旨を踏まえつつ、より建設的な将来構想について理念的思索を続けている。

第6節 法経学部関係の在籍者

本章の最後に、本学部およびその前身組織の在籍者（専任講師以上）を、1998年5月現在の講座編成に対応させて、50音順に紹介する。なお職名は、現職者については1998年5月31日現在のもの、退職者については退職時のものである。

はじめに、法経学部法学科・基礎法学講座の関係では、これまでに次の11名が在籍した。

井上 達夫	助教授	法哲学	1983. 4	1991. 3	東京大学へ
江守 五夫	教授	法社会学	1977. 4	1991. 3	帝京大学へ
金原 恭子	助教授	英米法	1994. 4	在籍中	
坂本 忠久	助教授	日本法制史	1992. 4	在籍中	
滋賀 秀三	教授	東洋法制史	1982. 9	1987. 3	停年退職
嶋津 格	教授	法哲学	1992. 4	在籍中	
高橋 清徳	教授	西洋法制史	1976. 4	1998. 3	専修大学へ
寺田 浩明	助教授	東洋法制史	1986. 4	1992. 3	東北大学へ
村山 眞維	教授	法社会学	1987. 4	在籍中	
望月 礼二郎	教授	英米法	1981. 4	1986. 3	東京大学へ
山口 俊夫	教授	フランス法	1988. 4	1993. 3	停年退職

法学科・公法学講座の関係者は次の15名である。

阿部 純二	助教授	刑法	1961. 6	1964. 3	明治大学へ
岩間 昭道	教授	憲法学	1997. 4	在籍中	
大石 眞	助教授	憲法	1988. 4	1990. 3	九州大学へ

第6節 法経学部関係の在籍者

尾吹善人	教授	憲法	1965.10	1993.3	日本大学へ
木村琢磨	助教授	財政法	1994.9	在籍中	
小暮得雄	教授	刑法	1994.4	1998.3	停年退職
後藤昭	教授	刑事訴訟法	1984.4	1996.3	一橋大学へ
斎藤静敬	教授	刑事政策	1994.4	在籍中	
			1968.4	1994.3	教養部在籍
鈴木庸夫	教授	行政法	1994.4	在籍中	
			1976.4	1994.3	教養部在籍
内藤謙	教授	刑法	1984.4	1989.3	停年退職
西尾作一	教授	行政法	1971.4	1972.3	停年退職
林陽一	助教授	刑事法	1987.4	在籍中	
松尾浩也	教授	刑法	1989.4	1992.3	上智大学へ
宮田三郎	教授	行政法	1982.4	1994.3	朝日大学へ
渡邊康行	助教授	憲法	1994.4	在籍中	

法学科・民事法学講座の関係者は次の25名である。

青木浩子	助教授	商法	1998.4	在籍中	
新井誠	教授	民法	1995.4	在籍中	
石川吉右衛門	教授	労働法	1980.4	1985.3	停年退職
遠藤美光	教授	商法	1982.4	在籍中	
岡村清子	助教授	社会保障法	1998.4	在籍中	
河上正二	助教授	民法	1985.4	1990.3	東北大学へ
小塚莊一郎	助教授	商法	1995.7	1998.3	上智大学へ
島崎謙治	助教授	社会保障法	1993.7	1995.7	厚生省へ
島津一郎	教授	民法	1955.11	1971.3	一橋大学へ
庄子良男	教授	商法	1985.4	1995.3	筑波大学へ
丹宗昭信	教授	経済法	1986.10	1991.3	大東文化大学へ
手塚和彰	教授	労働法	1970.10	在籍中	
徳力徹也	助教授	経済法	1998.4	在籍中	
中川良延	教授	民法	1970.4	1996.3	停年退職
中窪裕也	教授	労働法	1988.10	在籍中	
中田裕康	教授	契約法・債務法	1990.4	1995.3	一橋大学へ
花村治郎	教授	民事訴訟法	1969.4	1997.3	停年退職

第3章 法 経 学 部

半田吉信	教授	民法	1974.4	在籍中	
広中俊雄	助教授	民法	1953.4	1954.12	東北大学へ
星野英一	教授	民法	1987.4	1992.3	停年退職
松本勝明	助教授	社会保障法	1995.7	1997.6	厚生省へ
丸山英氣	教授	民法	1983.4	在籍中	
満田重昭	教授	商法・知的財産法	1976.10	1996.3	停年退職
三東三司	教授	商法	1966.4	1976.3	大東文化大学へ
村越 潔	教授	民法	1950.4	1952.3	千葉大学工業短期大学部へ
			1962.7	1963.1	

法学科・国際関係法講座の関係者は次の6名である。

内村博信	助教授	ドイツ語	1994.4	在籍中	
			1989.4	1994.3	教養部在籍
小森光夫	教授	国際法	1979.4	在籍中	
長谷川理英	教授	国際私法	1952.4	1965.3	停年退職
本間忠良	教授	国際経済法	1996.4	在籍中	
森田博志	助教授	国際私法	1997.7	在籍中	
渡邊 健	教授	ドイツ語	1996.1	在籍中	

法学科・政策法講座の関係者は次の7名である。

岡崎俊一	助教授	情報政策法	1995.4	1997.6	郵政省へ
鎌野邦樹	教授	民法・環境法	1994.4	在籍中	
			1988.5	1994.3	教養部在籍
木原啓吉	教授	環境法	1994.4	1996.3	停年退職
			1981.4	1994.3	教養部在籍
木村順吾	助教授	情報政策法	1997.7	在籍中	
多賀谷一照	教授	行政法・情報法	1978.4	在籍中	
橘 幸信	助教授	立法過程論	1998.4	在籍中	
孟 真理	助教授	ドイツ語	1994.4	1995.3	神戸女子学院大学へ
			1990.4	1994.3	教養部在籍

法学科・政治学講座の関係者は次の21名である。

石田 憲	助教授	国際政治	1997.10	在籍中	
石田 雄	教授	政治学	1984.4	1989.3	停年退職

第6節 法経学部関係の在籍者

岩重政敏	教授	西洋政治思想史	1994.4	1996.3	停年退職
			1972.4	1994.3	教養部在籍
岩永健吉郎	教授	西洋政治思想史	1979.4	1984.4	停年退職
宇野重規	助教授	西洋政治思想史	1996.10	在籍中	
小川有美	助教授	西欧政治史	1995.10	在籍中	
小川晃一	教授	政治学史	1990.4	1992.3	停年退職
加藤和夫	教授	政治過程論	1994.4	1996.3	停年退職
京極純一	教授	日本政治論	1984.4	1988.3	東京女子大学へ
小林正弥	助教授	政治学史	1992.10	在籍中	
杉正夫	教授	政治学	1952.4	1968.3	教養部へ
高橋勇治	教授	中国政治史	1969.4	1974.3	停年退職
溪内謙	教授	ソビエト政治史	1984.4	1989.3	停年退職
秦郁彦	教授	国際政治史	1994.4	1997.9	日本大学へ
坂野潤治	教授	日本政治史	1973.1	1973.3	お茶の水女子大学へ
			1998.4	在籍中	
平石直昭	助教授	日本政治思想史	1974.4	1984.3	東京大学へ
藤原帰一	助教授	国際政治	1988.4	1991.3	東京大学へ
前田康博	教授	政治学史	1962.4	1998.3	停年退職
宮崎隆次	教授	日本政治史	1984.4	在籍中	
森田朗	教授	行政学	1980.10	1994.3	東京大学へ
湯本國穂	教授	中国政治史	1994.4	在籍中	
			1976.10	1994.3	教養部在籍

次に、法経学部経済学科・理論経済学講座には、これまでに次の12名が在籍した。

石田靖夫	助教授	仏語学	1994.4	在籍中	
			1992.4	1994.3	教養部在籍
井上義朗	助教授	理論経済学	1991.4	在籍中	
柿原和夫	教授	マクロ経済学	1976.4	在籍中	
金子文洋	講師	ミクロ経済学	1998.3	在籍中	
楠本捷一郎	助教授	数理経済学	1974.1	1979.3	筑波大学へ
工藤秀明	教授	経済学史	1986.11	在籍中	
佐原貴臣	教授	理論経済学	1951.3	1958.3	日本大学へ

第3章 法 経 学 部

清水川 繁雄	教 授	理論経済学	1969 . 4	1992 . 3	千葉経済大学へ
多 田 顕	教 授	経済思想史	1949 . 6	1968 . 3	教養部へ
中 村 達也	教 授	理論経済学	1983 . 4	1991 . 3	中央大学へ
野 澤 敏治	教 授	経済学史	1982 . 4	在籍中	
真 実 一男	教 授	経済学史	1984 . 4	1985 . 3	奈良産業大学へ

経済学科・計量分析学講座の関係者は、次の11名である。

安 芸 重雄	助教授	数理統計学	1989 . 4	1991 . 3	大阪大学へ
安孫子 誠男	教 授	理論経済学	1994 . 4	在籍中	
			1980 . 4	1994 . 3	教養部在籍
市 川 薫	教 授	計量経済学	1983 . 4	1995 . 3	停年退職
稲 葉 弘道	教 授	計量経済学	1986 . 10	在籍中	
井 内 正敏	助教授	経済統計	1998 . 4	在籍中	
大 森 裕浩	助教授	数理統計学	1993 . 7	1996 . 3	都立大学へ
奥 本 佳伸	教 授	経済統計	1995 . 4	1998 . 3	経済企画庁へ
小 暮 厚之	教 授	数理統計学	1991 . 4	在籍中	
徳 永 芳郎	助教授	経済統計	1980 . 3	1983 . 3	総理府へ
野 村 誠	講 師	計量経済学	1983 . 4	1985 . 7	経済企画庁へ
唯 是 康彦	教 授	計量経済学	1981 . 4	1993 . 3	千葉経済大学へ

経済学科・応用経済学講座の関係者は、次の19名である。

天 野 昌功	教 授	金融論	1991 . 4	在籍中	
伊 東 光晴	教 授	経済政策論	1977 . 4	1985 . 3	京都大学へ
倉 阪 秀史	助教授	環境経済学	1998 . 4	在籍中	
小 松 憲治	教 授	経済政策論	1968 . 4	在籍中	
榊 原 健一	助教授	マクロ経済学	1992 . 4	在籍中	
志 村 嘉一	教 授	金融論	1981 . 4	1986 . 4	逝去
地 主 重美	教 授	社会保障論	1980 . 3	1991 . 3	停年退職
杉 岡 碩夫	教 授	経済政策論	1982 . 4	1989 . 3	停年退職
ナガセ エハジロ	助教授	経済発展論	1985 . 4	1987 . 3	明治学院大学へ
野 村 芳正	教 授	数理経済学	1989 . 2	在籍中	
葉 山 滉	教 授	労働経済学	1983 . 7	在籍中	
坂 野 恵三	助教授	地方財政学	1994 . 4	1997 . 3	自治省へ
廣 井 良典	助教授	社会保障論	1996 . 4	在籍中	

第6節 法経学部関係の在籍者

藤井良治	教授	社会保障論	1982.4	在籍中	
星直樹	助教授	地方行財政学	1997.5	在籍中	
前田新太郎	教授	財政学	1971.4	1976.3	福島大学へ
松田忠三	教授	財政学	1975.4	在籍中	
武蔵武彦	教授	産業組織論	1981.4	在籍中	
山岡喜久男	教授	経済政策論	1950.4	1963.3	早稲田大学へ

経済学科・国際比較論講座の関係者は、次の9名である。

秋元英一	教授	アメリカ経済史	1979.10	在籍中	
阿部清司	教授	国際経済学	1983.4	在籍中	
雨宮昭彦	教授	ドイツ経済史	1989.4	在籍中	
岩田昌征	教授	比較経済体制論	1984.4	在籍中	
遠藤誉	講師	留学生教育	1989.4	1992.3	留学生センターへ
木村恵昭	講師	留学生教育	1992.10	1997.3	停年退職
佐々木陽一郎	教授	日本経済史	1962.4	1998.3	停年退職
田中豊治	教授	西洋経済史	1982.4	1988.3	大東文化大学へ
			1979.4	1982.3	教養部在籍
西田弘次	講師	留学生教育	1997.4	在籍中	

経済学科・経営管理科学講座の関係者は、次の7名である。

網倉久永	助教授	経営組織論	1990.4	1997.3	上智大学へ
栗山盛彦	教授	経営学	1983.4	1993.3	愛知学院大学へ
河野大機	教授	経営学	1981.4	1989.3	多摩大学へ
田中英明	教授	経営学	1971.4	1979.9	逝去
中原秀登	助教授	経営学	1989.10	在籍中	
村山元英	教授	経営学	1970.4	在籍中	
山科高康	教授	ドイツ語	1994.4	在籍中	
			1978.4	1994.3	教養部在籍

経済学科・会計財務科学講座の関係者は、次の10名である。

井上良二	教授	会計学	1998.4	在籍中	
大塚成男	助教授	会計学	1989.4	在籍中	
今野豊広	助教授	会計学	1994.4	1998.3	停年退職
高橋賢	講師	会計学	1996.4	在籍中	
永田一郎	教授	会計学	1963.11	1983.	辞職

第3章 法 経 学 部

藤田 芳夫 教授	会計学	1984 . 4	1990 . 3	停年退職
古内 博行 教授	西洋経済史	1994 . 4	在籍中	
		1982 . 6	1994 . 3	教養部在籍
山浦 久司 教授	会計学	1985 . 4	1997 . 3	明治大学へ
善積 康夫 助教授	会計学	1991 . 4	在籍中	
南 克巳 教授	理論経済学	1994 . 4	1996 . 3	停年退職
		1981 . 10	1994 . 3	教養部在籍

最後に、法経学部設置以前にその母体に在籍された社会学関係の在籍者は、次の5名である。

塩原 勉 教授	社会学	1972 . 4	1976 . 5	大阪大学へ
鈴木 春男 助教授	社会学	1973 . 4	1980 . 4	文学部へ
土屋 文吾 教授	社会学	1950 . 4	1969 . 10	逝去
中野 卓 教授	社会学	1977 . 4	1981 . 4	文学部へ
林 進 助教授	社会学	1968 . 4	1970 . 9	埼玉大学へ